

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第12号

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項に規定する教育長の勤務時間その他の勤務条件（給与及び旅費に係るものを除く。第3条において同じ。）について定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 教育長の勤務時間については、一般職の職員の例による。

(その他の勤務条件)

第3条 前条に定めるもののほか、教育長の勤務条件については、一般職の職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における当該教育長については、この規則の規定は、適用しない。